

地方自治法施行令の一部を改正する政令（案）の概要

1. 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 0 1 号。以下「改正法」という。）により、各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くこととされた。

本政令案は、改正法の施行に伴い、上記政令で定める額を定めるとともに、所要の規定の整備を行う。

2. 改正の概要

普通地方公共団体の議会の議員個人による当該普通地方公共団体に対する請負の規制の対象から除外される、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額の上限額は、300万円とする。

3. 根拠条文

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 2 条の 2

4. 施行期日（予定）

公布・施行：3月1日